

公益財団法人滋賀食肉公社および株式会社滋賀食肉市場に係る経営健全化方針〔平成31年3月〕の概要

1. 方針策定の主旨 等

滋賀県の出資法人のうち、相当程度の財政的なリスクが存在するものとして、滋賀食肉センター（以下「センター」）に関わる次の2法人を対象とする経営健全化のための方針を定める。
対象法人：（公財）滋賀食肉公社（以下、「公社」）、（株）滋賀食肉市場（以下、「市場」）

2. 対象となる出資法人の概要

〔公社〕平成10年3月設立 基本財産 1,404,366千円（県出資割合 98.0%）
業務内容：センターの施設整備および管理運営 等
〔市場〕昭和41年11月設立 資本金 44,070千円（県出資割合 43.1%）
業務内容：センターでのと畜・解体処理、枝肉・生肉の受託販売、部分肉の受託加工 等

3. 経営状況、財政的なリスクの現状および県の関与

(1) 出資法人の経営状況

- ① 公社 多額の累積欠損と資金不足 平成29年度末累積欠損 9億8千万円
- ② 市場 債務超過と資金不足 平成29年度末債務超過額 3億6千万円

●経営悪化の要因

- ・と畜頭数の計画と実績との乖離
- ・経営を取り巻く環境の変化
- ・経営改善努力の不足・ガバナンスの欠如 等

(2) 財政的なリスクの現状

公社および市場にかかる出資金や債権および損失補償は右表のとおりである。

両法人の経営状況が著しく悪化し、事業を継続することが困難な状況になれば、県は、出資金や長期貸付金の放棄に加え、損失補償に基づく借入金金融機関への補償や短期貸付金の回収不能等により、多額の財政負担が必要となり、当該年度の県の財政収支に大きな影響を及ぼすおそれがある。

(3) 県の関与

- ① 財政支援（出資、貸付、損失補償に加え、公益性の高い取組等に対して支援）
- ② 監査（毎年度）※地方自治法第199条第7項に基づく県監査委員による監査
- ③ 評価 ア「出資法人経営評価」（毎年度）※出資法人への関与に関する要綱等に基づく評価
イ「滋賀食肉センター経営評価会議による評価」（毎年度）

| 【公社】 | |
|-----------|-------------|
| | H29年度末残高 |
| 出 捐 金 | 28,750千円 |
| 現 物 出 資 | 1,346,866千円 |
| 長 期 貸 付 金 | 49,408千円 |
| 損 失 補 償 | 2,116,366千円 |

| 【市場】 | |
|-----------|-----------|
| | H29年度末残高 |
| 出 資 金 | 19,000千円 |
| 長 期 貸 付 金 | 44,476千円 |
| | H30貸付実績 |
| 短 期 貸 付 金 | 330,000千円 |

4. 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

平成28年度の「滋賀食肉センター経営研究会」の最終報告等を踏まえ、抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討および県としての方針決定を行い、両法人の経営健全化に取り組んでいる。

(1) センターの必要性について

- ・本県唯一のと畜場、食肉地方卸売市場であり、公益性の観点から「畜産業の振興、安全安心な食肉の安定供給、公衆衛生の向上」という役割を果たしている。
- ・滋賀県が全国に誇る「近江牛」の発信基地として、必要不可欠な施設である。
- ・センター運営形態の見直しは行わず、現行の運営形態を前提に経営健全化を進める。

(2) 法人による収支改善や県の支援について

① 法人による収支改善策の方向性

自助努力による経営改善推進のため、具体的な収支改善策実行と併せPDCAサイクルの構築を求める。

② 県による公的支援の必要性および内容

- ・現在の経営状況や経営環境を踏まえ、一定の公的支援を行う。
- ・支援については、その目的や効果を検証する必要があるため、単なる収支差額補てんのような法人自らの経営改善意欲を後退させるような支援ではなく、次の経費に対する支援を基本とする。また、法人の取組の進捗状況を確認し、今後の支援の見直しを行う。
 - ア 公益性の高い取組に要する経費
 - イ 料金収入をもって賄うことが困難であると認められる経費
- ・支援にあたっては、次のような法人の自助努力を求める。
 - ア 法人自らの収支改善（県内外からの集畜やセリ上場比率の向上等）
 - イ 法人のガバナンスの強化（役員会の機能強化や改善等）

5. 経営健全化のための具体的な内容

(1) 法人自らによる経営健全化のための具体的な対応

法人自らが計画を策定し経営健全化に取り組む。また、自己評価を行い、計画期間内においても必要な計画の見直しを行う。

主な取組項目

- 〔公社〕
 - ・収支改善にかかる取組
 - ・施設の維持・管理にかかる取組
 - ・債権、債務の適切な整理
- 〔市場〕
 - ・収支改善にかかる取組
 - ・HACCP等による高度な衛生管理等の推進
 - ・経営・管理体制の強化
 - ・資金収支の改善

(2) 県による経営健全化のための具体的な対応

【基本的な考え方】

滋賀食肉センター経営研究会の報告を踏まえた、法人の自助努力を前提とした支援を継続することにより法人経営を健全化し、財政基盤を強固なものとする。

公社および市場のさらなる経営健全化の自助努力を前提に次の観点から支援を行う。

① 公益性の高い取組に要する経費に関するもの

- ・HACCPによる衛生管理等の業務高度化により消費者に利益が及ぶものの増嵩経費
- ・県の政策推進上の必要性から実施に要する経費で採算が見込めないもの（輸出関係経費）等

② 料金収入をもって賄うことが困難であると認められる経費に関するもの

- ・施設、設備の大規模な改修・更新に要する経費 等

③ 増頭等による経営改善効果発現までの間、時限的に支援することがやむを得ないと考えられるもの

④ 組織体制の強化につながるもの

- ・経営、織体制強化のための人的支援 等

また、近江牛の増頭対策や消費拡大対策を実施することにより、両法人の経営改善を間接的に支援するとともに、外部有識者による経営評価会議において、経営改善の取組状況等について評価・検証を行う。

(3) 財政的なリスク減少に向けた目標設定

公社：2022年度末における累積欠損額 7億3千万円
〔平成29年度(2017年度)末から約25%減〕
市場：2022年度末における債務超過額 2億2千万円
〔平成29年度(2017年度)末から約40%減〕

- ・公社および市場の多額の累積欠損や債務超過は、その解消に相当の年数が必要となるため、経営改善のための具体的な対応を行いながら、両法人ともに単年度黒字の継続により、着実に債務超過額や累積欠損金を削減させるとともに、法人への損失補償や短期貸付を縮小し、「財政的なリスク」を減少させる。
- ・計画の進捗状況については、毎年度、評価・検証し、必要に応じて対応を見直しながら経営健全化を進める。